

2,550名を超える村民の皆様にご協力を頂き申請率が80%を超えました！

マイナンバーカード通信



マイナンバーカードは、スマートフォンやパソコン、郵送などの方法によりご自身で申請することも可能ですが、**住民生活課では申請サポートを行っております。**

また、最大2万円分のポイントが受取れる**マイナポイント（申込期限：5月31日【水】）**の申し込み手続きについてもサポートしておりますので、気軽にお立ち寄りください。

「手続き簡単！たったの2分で！申請サポート実施中」

マイナンバーカードの交付申請は、住民生活課にて2分程度で簡単にお手続き頂けます。

当日は、運転免許証などにより本人確認を行った後、申請用の顔写真を撮影（無料）して終了です。申請書の作成は全て住民生活課が行いますので安心です！



①まず、免許証などで本人確認を実施。

②次に、顔写真を撮影して終了です！

※高齢のため移動が困難な方や、お仕事や学業の都合により開庁時間内の来庁が難しい場合はご相談ください。ご自宅までの出張サポートや夜間対応も実施しております。

「マイナポイントの手続きに必要なモノって何だろう？」

☆役場住民生活課にて手続きを希望される方は、必ず以下のものをご持参ください☆

1)マイナンバーカード

※4ケタの暗証番号が必要となります。

2)決済サービス(右の写真は一例)

※セイコーマートや7-11のカードなど

3)公金受取用の口座情報がわかる物

※通帳・キャッシュカード・メモ等

※受取口座の登録を希望する方のみ



「マイナンバーカードって何だろう？」

マイナンバーカードはマイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付きのカードです。運転免許証をお持ちでないお子様やご年配の方が一点物の顔写真付の身分証明書として利用できる（※1）他、健康保険証やお薬手帳としても利用できます（※2）。また、令和6年度末には運転免許証との一体化も予定されています。その他にも転出や確定申告等様々な行政手続のオンライン申請が可能となります。

※1：カードの更新は未成年（18歳未満）が5年、成人は10年更新となります。

※2：利用可能な医療機関や薬局は現在拡大中です。村内医療機関（村国民健康保険診療所・歯科診療所）やフナキ薬局では既に対応開始済みです。

「マイナンバーカードって悪用されないの？」

マイナンバーカードはキャッシュカードと同じように暗証番号を設定します。また、顔写真付きのため対面での悪用はできません。電子情報には「税金」や「年金」などのプライバシー性の高い個人情報は記録されておらず、拾った人が不正に情報を盗み出そうとするとICチップが自動的に壊れる仕組みとなっています。もし紛失・盗難された場合は、24時間365日体制で一時利用停止が可能です（※3）。

※3：村では今年度外作業中の紛失事例が7件ございましたが、すぐに住民生活課にご相談いただき、カードの利用停止・再発行の手続きをお手伝いさせていただいております。

「マイナポイントって何だろう？」

マイナンバーカードを新たに取得された方の場合、「①新規取得」で5,000円分、「②健康保険証としての利用申込」及び「③公金受取口座の登録（希望者のみ）」を行った場合、それぞれ7,500円相当のマイナポイントが付与されます。

付与された「マイナポイント」は、選択したキャッシュレス決済サービス（例：村内ではセイコーマートやセブンイレブンのポイントなど）として使うことができます。マイナポイントを取得するためには、事前にマイナンバーカードの取得、マイナポイントの予約および申込（利用するキャッシュレス決済サービスの選択）が必要となります。

なお、上記①～③のポイントは、令和5年2月28日までにマイナンバーカードの取得・申請手続きが完了している方が対象となりますのでご注意ください。